

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	東松山市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和4年10月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>東松山市は、「国民健康保険法」、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者からの届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 2 被保険者に対する給付事務を行うため、給付情報を管理する。 3 国民健康保険税の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 4 国民健康保険税の納付状況を把握するため、収納情報及び滞納情報を確認する。 5 オンライン資格確認の準備業務として、国保中央会が資格履歴管理事務を行うために、被保険者資格情報の提供を行う。 6 オンライン資格確認の準備業務として、社会保険診療報酬支払基金に委託し、機関別符号の取得を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、自治体中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル、国保給付情報ファイル、国保税賦課情報ファイル、国保税収納情報ファイル、国保税滞納情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 番号法第9条第1項別表第一 項番16及び項番30 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第16条及び第24条 3 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 番号法別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項(情報照会の根拠) 番号法別表第二の27、42、43、44、45の項 3 番号法附則第6条第4項 4 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 保険年金課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-23-0076 e-mail: HMY037@city.higashimatsuyama.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月5日	事務の概要	「国民健康保険法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」	「国民健康保険法」、「地方税法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」	事後	根拠となる法律の追加で、しきい値判断には影響しない。
平成28年4月5日	事務の概要	・徴収した保険税を把握するため、収納情報を確認する。 ・滞納者への短期証発行の通知文送付のため、滞納情報を確認する。	・国民健康保険税の納付状況を把握するため、収納情報及び滞納情報を確認する。	事後	表現を適正にしたもので、しきい値判断には影響しない。
平成28年4月5日	システムの名称	国民健康保険システム、後期高齢者システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座振替システム、統合宛名システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、後期高齢者医療システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座振替システム、団体内統合宛名システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム	事後	表現を適正にしたもので、しきい値判断には影響しない。
平成28年4月5日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 小関 一史	保険年金課長 阿部 康裕	事後	人事異動によるもので、しきい値判断には影響しない。
平成28年4月5日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	FAX:0493-22-7731	FAX:0493-23-0076	事後	課のファックス番号としたもので、しきい値判断には影響しない。
平成28年9月26日	システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、後期高齢者医療システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座振替システム、統合宛名システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、後期高齢者医療システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座振替システム、団体内統合宛名システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	平成30年度に実施される国民健康保険運営の広域化に伴い新システムが開発される。新システムとの連携に係る改修を平成28年10月より行う。
平成29年3月28日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 阿部 康裕	保険年金課長 橋本 哲浩	事前	人事異動によるもので、しきい値判断には影響しない。
平成30年4月16日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、16、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、12、19、20、25、33、43、44、46条 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45の項 ・別表第二主務省令 第20、25、26条	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、16、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、12、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46条 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45の項 ・別表第二主務省令 第20、25、25の2、26条	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月16日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、16、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、12、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46条 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45の項 ・別表第二主務省令 第20、25、25の2、26条	・番号法第19条第7号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27,42,43,44の項	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月16日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 橋本哲浩	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	IVリスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和1年10月1日	I 関連情報	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、後期高齢者医療システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座振替システム、団体内統合宛名システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和1年10月1日	IIしきい値判断項目3.重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月1日	提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和2年6月17日	事務の概要	東松山市は、「国民健康保険法」、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者からの届出等により、必要な情報を入力し、資格情報を管理する。 ・被保険者に対する給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ・国民健康保険税の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 ・国民健康保険税の納付状況を把握するため、収納情報及び滞納情報を確認する。	東松山市は、「国民健康保険法」、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 被保険者からの届出等により、必要な情報を入力し、資格情報を管理する。 2 被保険者に対する給付事務を行うため、給付情報を管理する。 3 国民健康保険税の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 4 国民健康保険税の納付状況を把握するため、収納情報及び滞納情報を確認する。 5 オンライン資格確認の準備業務として、国保中央会が資格履歴管理事務を行うために、被保険者資格情報の提供を行う。 6 オンライン資格確認の準備業務として、社会保険診療報酬支払基金に委託し、機関別符号の取得を行う。	事後	事務内容の追加
令和2年6月17日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、後期高齢者医療システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座振替システム、団体内統合宛名システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、自治体中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	事後	取扱いシステムの見直し
令和2年6月17日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第16、24条	1 番号法第9条第1項別表第一 項番16及び項番30 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第16条及び第24条 3 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	根拠法令の追加
令和2年6月17日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 番号法別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、88、93、97、106、109の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27、42、43、44の項	1 番号法第19条第7号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 番号法別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、88、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27、42、43、44、45の項 3 番号法附則第6条第4項 4 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	根拠法令の追加
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	時点修正(令和1年10月31日保護評価の再実施により、しきい値判断を変更したため。)
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	時点修正(令和1年10月31日保護評価の再実施により、しきい値判断を変更したため。)
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	過去1年以内において重大事故が発生しなかったため。
令和3年6月4日	I-4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 番号法別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、88、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27、42、43、44、45の項 3 番号法附則第6条第4項 4 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	1 番号法第19条第7号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 番号法別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27、42、43、44、45の項 3 番号法附則第6条第4項 4 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	根拠法令の変更
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号	1 番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年11月15日	IIしきい値判断項目3重大事故	発生なし	発生あり	事後	個人情報保護委員会の指示に従った修正を行うもの
令和3年12月17日	IIしきい値判断項目3重大事故	発生あり	発生なし	事後	